

国内経済要録

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は9月9日、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度、ならびに納税準備預金およびその他の預金の利率の最高限度を9月26日から引下げること決定、これに伴い同日以降のガイドラインとしての預金細目金利を変更することとした。

今回の措置の概要は次のとおり。

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度

期間の定めがある預金	年5.5% (0.5%引下げ)
当座預金	無利息(変更なし)
納税準備金(納税貯蓄組合預金を含む)	年2.25% (0.5%引下げ)
その他の預金	年1.75% (0.5%引下げ)

2. 福祉年金等の受給者に対する特別措置

金融機関が、昭和53年1月1日から昭和53年5月15日までの間、下記の福祉年金等の受給者から受入れる期間1年の定期預金または定期貯金については、当該預貯金の特殊性にかんがみ、臨時金利調整法に基づき定めている金利の最高限度の適用除外とする。

(1) 下記の年金または手当の受給者を対象とする。

イ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金または準母子福祉年金

ロ. 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当

ハ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当または福祉手当

ニ. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和43年法律第53号)に基づく特別手当、健康管理手当または保健手当

(2) 利率 年6.75%

(3) 預入限度 預入対象者1人につき100万円以内

3. ガイドラインとしての預金細目金利

(1) 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(単位・%)			
	変更後	変更前	引下げ幅
期間の定めがある預金	以下	以下	
定期預金 期間3か月のもの	3.25	3.75	0.5
〃 6か月のもの	4.5	5.0	0.5
〃 1年のもの	5.25	5.75	0.5
〃 2年のもの	5.5	6.0	0.5
据置貯金	定期預金の利率に準ずる	同左	0.5
定期積金	3.4	3.9	0.5
当座預金	無利息	無利息	
納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)	2.25	2.75	0.5
その他の預金			
普通預金および普通貯金	1.5	2.0	0.5
通知預金	1.75	2.25	0.5
別段預金およびその他の雑預金	1.5	2.0	0.5
2年もの定期預金の中間利払利率	4.5	5.0	0.5
定期預金の中途解約利率			
預入期間 6か月未満	払戻日の普通預金の利率	同左	0.5
〃 6か月以上1年未満	3.75	4.25	0.5
〃 1年以上1年6か月未満	4.25	4.75	0.5
〃 1年6か月以上	5.0	5.5	0.5

(2) 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記(1)にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年3.75%以下、期間6か月以上のものについては年4.75%以下とする。

◇準備預金制度の準備率の引下げ

日本銀行は、9月20日、公定歩合引下げ(9月5日実施)とあわせ金融緩和の趣旨を一段と鮮明にするため、準備預金制度の準備率を次のとおり引下げること決定した(10月1日実施)。

また、準備率適用区分についても所要の調整が行われた。

1. 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率(次頁表参照)
2. 債券の残高についての長期 0.125%(変更前0.25%)
信用銀行および外国為替銀行の準備率
3. 金銭信託(貸付信託を含む) 0.125%(変更前0.25%)
元本の残高についての準備率
4. 外貨預金等および非居住者自由円債務の残高についての準備率

	変 更 後			変 更 前		
	預金残高区分	預金区分	準備率 (%)	預金残高区分	預金区分	準備率 (%)
銀行 長期信用銀行 外国為替銀行	2兆円超	定期性預金 その他の預金	1.625 2.50	1兆5,000億円超	定期性預金 その他の預金	1.75 3.0
	5,000億円超	定期性預金 その他の預金	0.625 1.25	3,000億円超	定期性預金 その他の預金	0.75 1.75
	2兆円以下	定期性預金 その他の預金	0.125 0.25	1兆5,000億円以下	定期性預金 その他の預金	0.25 0.75
	5,000億円以下	定期性預金 その他の預金	0.125 0.25	3,000億円以下	定期性預金 その他の預金	0.25 0.75
相互銀行 信用金庫	5,000億円超	定期性預金 その他の預金	0.125 0.25	3,000億円超	定期性預金 その他の預金	0.25 0.75
	800億円超 5,000億円以下	定期性預金 その他の預金	0.125 0.25	500億円超 3,000億円以下	定期性預金 その他の預金	0.25 0.75
	500億円超 800億円以下	設定せず		200億円超 500億円以下	設定せず	
農林中央金庫		定期性預金 その他の預金	0.125 0.25		定期性預金 その他の預金	0.25 0.75

(イ) 外貨預金等についての準備率 0.25% (据置)

(単位・年%)

(ロ) 非居住者自由円債務についての準備率 0.25% (据置)

◇短期貸出金利の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引下げ、9月8日から実施した(9月5日発表。なお、地方銀行は9月8日から26日までの間に逐次実施)。

短期貸出金利

(単位・%)

	変更後	変更前
手形の割引および貸付	6.25	7.0
当座貸越	7.25	8.0
標準金利	4.5	5.25

◇郵便貯金等の利率の引下げ

政府は郵政審議会の議を経て9月22日、郵便貯金法施行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引下げ、いずれも9月29日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引下げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

	変更後	変更前	引下げ幅
通常貯金	2.88	3.36	0.48
積立貯金 (据置期間中の中途解約)	3.72 (2.52)	4.2 (3.0)	0.48 (0.48)
定額貯金			
1年未満	3.75	4.25	0.5
1年以上1年6か月未満	4.25	4.75	0.5
1年6か月以上2年未満	5.0	5.5	0.5
2年以上3年未満	5.3	5.75	0.45
3年以上 (据置期間中の中途解約)	5.5 (2.5)	6.0 (3.0)	0.5 (0.5)
定期貯金(注1)	5.25	5.75	0.5
(中途解約 6か月未満)	(1.5)	(2.0)	(0.5)
(// 6か月以上)	(3.75)	(4.25)	(0.5)
住宅積立貯金			
3年	5.04	5.52	0.48
4年	5.28	5.76	0.48
5年	5.52	6.0	0.48
(中途解約 1年未満)	(2.76)	(3.24)	(0.48)
(// 1年以上2年未満)	(3.0)	(3.48)	(0.48)
(// 2年以上3年未満)	(3.24)	(3.72)	(0.48)
(// 3年以上4年未満)	(3.48)	(3.96)	(0.48)
(// 4年以上5年未満)	(3.72)	(4.2)	(0.48)

(注1) 昭和52年5月21日から53年5月20日までの間に、(a)の預金者により総額100万円を超えない範囲で預入される定期郵便貯金に限り、現行利率に据置。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引下げ(同施行令第4条関係)

担保とする郵便貯金	変更後	変更前	引下げ幅
積立貯金	4.0	4.5	0.5
定額貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	2.75	3.25	0.5
6か月以上1年未満	4.0	4.5	0.5
1年以上1年6か月未満	4.5	5.0	0.5
1年6か月以上2年未満	5.25	5.75	0.5
2年以上3年未満	5.55	6.0	0.45
3年以上	5.75	6.25	0.5
定期貯金(注2)	5.5	6.0	0.5

(注2) (1)の(注1)の定期郵便貯金を担保として貸付ける場合は、現行利率に据置。

(3) 福祉年金等の受給者に対する特別の定期郵便貯金の取扱期間を昭和53年5月20日まで延長する。なお、この措置の対象者の範囲等については、6月号「要録」を参照。

◇長期金利の引下げ

1. 国債、政府保証債、公募地方債

政府は、国債、政府保証債、公募地方債の発行条件をそれぞれ次のとおり改訂、10月債から実施した(いずれも9月30日決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
利付国債	表面利率(%)	6.6	6.9
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.683	6.984
割引国債	発行価格(円)	74.00	72.25
	応募者利回(%)	6.207	6.716
政府保証債	表面利率(%)	6.7	7.0
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	6.741	7.042
公募地方債	表面利率(%)	6.7	7.0
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.783	7.085

2. 利付金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改訂し、10月債から実施した(9月19日発表、東京銀行

は9月20日発表)。

利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
5年もの	6.700 (6.7%、100.00円)	7.000 (7.0%、100.00円)
3年もの	6.439 (6.4%、99.90円)	6.760 (6.7%、99.85円)

3. 割引金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改訂し、10月債から実施した(9月22日発表)。

割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
割引金融債	5.887 (5.54%、94.44円)	6.382 (5.98%、94.00円)

4. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、9月21日から実施した(9月19日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.60	7.90

5. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、9月21日以降新規募集分から実施した(9月19日発表)

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間2年もの	5.70	6.20
〃 5年もの	6.72	7.02

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次頁のとおりに引下げ、9月26日以降新規受託分から実施した(9月19日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間1年以上のもの	5.25	5.75
〃 2年以上のもの	5.55	6.05
〃 5年以上のもの	6.53	6.83

◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、10月債から実施した(9月21日発表)。

事業債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	10年債		7年債	
	変更後	変更前	変更後	変更前
AA格債	6.884 (6.8%、 99.50円)	7.185 (7.1%、 99.50円)	6.852 (6.8%、 99.75円)	7.153 (7.1%、 99.75円)
A格債	6.984 (6.9%、 99.50円)	7.286 (7.2%、 99.50円)	6.953 (6.9%、 99.75円)	7.253 (7.2%、 99.75円)
BB格債	7.085 (7.0%、 99.50円)	7.386 (7.3%、 99.50円)	7.053 (7.0%、 99.75円)	7.354 (7.3%、 99.75円)
B格債	7.185 (7.1%、 99.50円)	7.487 (7.4%、 99.50円)	7.153 (7.1%、 99.75円)	7.454 (7.4%、 99.75円)

◇政府系金融機関の貸付基準金利等の引下げ

1. 政府系金融機関は、長期金利改訂の一環として貸付基準金利を引下げ、9月21日以降新規貸付分から実施した(9月21日発表)。主なものは次のとおり。

政府系金融機関の貸付基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
開 発 銀 行	7.6	7.9
中 小 公 庫	7.6	7.8
国 民 公 庫	7.6	7.8
北 東 公 庫	7.6	7.9
環 境 衛 生 公 庫	7.6	7.8

2. 商工組合中央金庫は、貸出金利を次のとおり引下げ、1年未満については9月28日以降、1年以上につい

ては9月21日以降、それぞれ新規貸出分から実施した(9月21日発表)。

商工組合中央金庫の貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前	
組 合 貸	1 年 未 満	7.0	7.5
	1年以上5年以内	7.6	7.9
	5 年 超	7.8	8.1
構 成 員 貸	1 年 未 満	7.375	7.75
	1年以上5年以内	7.8	8.1
	5 年 超	8.8	8.3

3. 政府系金融機関の不況業種に係る既往貸付金利の軽減措置について

大蔵省は9月20日、総合経済対策の一環として、不況業種に属する赤字企業について、次のとおり既往貸付金利の軽減措置を講ずるよう政府系金融機関に通達した。

イ. 実施機関

開発銀行、北東公庫、中小公庫、国民公庫、沖縄公庫

ロ. 対象企業

不況業種に属する企業で、健全な経営に努めながらも赤字を続けている企業

ハ. 軽減措置

昭和53年10月31日までに発生する利息につき、約定金利が9%以上のものを8.9%に、中小企業は8.7%以上のものを8.6%に一律引下げ

ニ. 取扱期間

昭和52年11月1日より昭和53年10月31日まで

◇住宅ローン金利の引下げ

都市銀行、地方銀行および信託銀行は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、10月3日以降新規貸付分から実施することとした(9月19日発表)。なお、地方銀行の実施日は各行により区々。

住 宅 ロ ー ン 金 利

(単位・年%)

	期 間	変更後	変更前
都 市 銀 行	1 ～ 20 年	7.92	8.16
地 方 銀 行	1 ～ 20 年	7.92	8.16
信 託 銀 行	1 ～ 20 年 (提携ローン)	8.04	8.28
	1 ～ 25 年 (非提携ローン)	7.92	8.16

◇消費者ローン金利の引下げ

都市銀行は、都市銀行提携ローン方式消費者ローン金利を次のように引下げ、11月1日以降実施することとした(9月22日発表)。

都市銀行提携ローン方式消費者ローン金利

(単位・年%)

貸出期間	変更後	変更前
6 か 月	9.25	10.25
12 か 月	10.0	11.0
18 か 月	10.25	11.0
20 か 月	10.25	11.0
24 か 月	10.25	11.25

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ(9月8日決定)、9月12日以降発行分から実施した。

(単位・年%)

		変更後	変更前
政府短期証券 (2か月もの)	割引歩合	4.125	4.875
	応募者利回り	4.153	4.914

◇資金運用部の預託金金利等の引下げ

大蔵省では、資金運用部の預託金金利および融通利率の引下げを、また郵政省では、簡易保険・郵便年金積立金の融通利率の引下げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て次のように決定し(9月26日決定)、10月1日より実施した。

(1) 資 金 運 用 部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金金利(注) 期間7年以上のもの	6.5	6.75
融 通 利 率	6.5	6.75
	6.7	7.3

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子が付されている。今回の引下げは、この特別利子の改訂(変更前0.75%、変更後0.5%)によるもの。

(2) 簡易保険・郵便年金

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	6.5	6.75
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	6.7	7.3
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	6.5	6.75

◇「対外経済対策の推進について」

政府は9月20日、「総合経済対策」(9月3日決定)の一環として、次の対外経済対策を積極的に検討、推進することを確認した。

1. 東京ラウンドへの積極的取組み

合意された交渉日程に従い、関税率の引下げ、非関税障壁の軽減等に積極的に取組む。

2. 輸入の促進

(1) 原油貯油量の積増しの実施

今秋までに過去最高の貯油量程度まで積増しを行うよう指導する。

(2) 非鉄金属の備蓄の拡充

輸入安定化のため、銅・亜鉛地金の民間資金による備蓄の拡充に努める。

(3) ウラン鉱石の輸入の促進

計画中のウラン鉱石の輸入促進を図るため、輸出入銀行融資を活用する。

(4) 航空機の安定的輸入確保

航空機の導入を円滑に進めるため、財政資金の活用等につき検討する。

(5) 備蓄用飼料穀物の繰上げ輸入

備蓄用飼料穀物の本年度内輸入予定量の一部を年内に繰上げ輸入する。

(6) 残存輸入制限品目の輸入わくの拡大等

残存輸入制限品目について、品目ごとの需給動向等を勘案しつつ、輸入わくの拡大等について検討をすすめる。

(7) 輸入製品の常設的展示事業の充実強化等

輸入製品の常設的展示事業を充実強化するとともに、輸入促進ミッションの派遣等を行う。

3. 輸出面の措置

輸出動向の注視を続けるとともに、関係業界に対し節度ある輸出を行うよう注意喚起を図る。

4. 資本取引および経済協力等

(1) 円建外債の発行促進

極力発行ペースを早め、また起債規模の拡大についてもできるだけ配慮する。

(2) 経済協力の推進

ディスバースの促進、新規プロジェクトの発掘に努める。また、商品援助の拡充を図るとともに、開発資機材援助を活用する。

(3) 国際機関への資金協力

国際機関に対する適切な資金協力を推進する。

(4) 為替管理の簡素化

標準決済制度の見直しを含め、諸般の為替管理の簡素化について、今後さらに検討を行い、逐次実施していく。

◇昭和52年度一般会計補正予算案および財政投融资の追加

政府は10月3日、昭和52年度一般会計補正予算案と財政投融资の追加をそれぞれ次のとおり閣議決定した。

昭和52年度財政投融资の追加

(単位・億円)

	今次追加額
治水特別会計	2
国立病院特別会計	25
国立学校特別会計	16
特定土地改良工事特別会計	9
日本国有鉄道	1,245
日本電信電話公社	150
住宅金融公庫	2,800
農林漁業金融公庫	400
北海道東北開発公庫	121
沖縄振興開発金融公庫	25
日本開発銀行	487
日本輸出入銀行	△ 249
日本住宅公団	△ 500
年金福祉事業団	180
農用地開発公団	4
森林開発公団	4
日本道路公団	616
首都高速道路公団	51
阪神高速道路公団	31
日本鉄道建設公団	175
新東京国際空港公団	65
水資源開発公団	18
地方公共団体	1,639
電源開発株式会社	50
合 計	7,364

(注) 昭和52年度財政投融资今次追加後規模
132,746億円(前年度113,893億円)
前年度追加後比伸び率+16.6%(前年度同+6.4%)

昭和52年度一般会計補正予算案

(単位・億円、△印はマイナス)

歳入の補正額		歳出の補正額	
歳入の追加額	6,821	歳出の追加額	5,247
財政法公債金	2,510	公共事業等の追加	3,905
その他収入	1,266	給与改善費	694
前年度剰余金受入	3,045	中小企業等特別対策費	105
		北洋漁業救済対策費	148
		義務的経費の追加	244
		その他	151
歳入の修正減少額	△ 4,120	歳出の修正減少額	△ 2,546
租税および印紙収入	△ 3,000	既定経費の節減	△ 1,340
特例法公債金	△ 1,120	地方交付税交付金の減額	△ 960
		予備費の減額	△ 246
補正額計	2,701	補正額計	2,701

(注) 昭和52年度補正後予算規模
287,844億円(前年度246,502億円)
前年度補正後比伸び率+16.8%(前年度同+18.3%)

◇昭和52年度政府経済見通しの改訂試算

政府は10月3日、「52年度経済見通し改訂試算の概要」を閣議了解した。その内容は下表のとおり。

昭和52年度政府経済見通し改訂試算

	2月見通し 〔 〕内は対前年度 実績見込み伸び率(%)	今回試算 〔 〕内は対前年度 伸び率「%程度」
1. 国民総生産	億円	億円程度
国民総生産 (実質)	〔 6.7〕	〔 6.7〕
(名目)	1,928,500〔13.7〕	1,910,500〔13.1〕
個人消費支出 (〃)	1,097,500〔13.7〕	1,080,500〔13.2〕
国内民間総資本形成 (〃)	442,500〔16.6〕	418,000〔10.3〕
企業設備 (〃)	252,500〔12.2〕	236,500〔 6.0〕
在庫品増加 (〃)	38,000〔58.3〕	32,000〔16.2〕
民間住宅 (〃)	152,000〔16.5〕	149,500〔16.6〕
政府の財貨サービス購入 (〃)	389,500〔13.1〕	393,500〔15.4〕
経常支出 (〃)	207,000〔10.7〕	205,500〔10.9〕
資本支出 (〃)	182,500〔15.9〕	188,800〔20.8〕
輸出と海外からの所得 (〃)	267,500〔11.7〕	256,000〔 4.2〕
(控除)輸入と海外への所得 (〃)	268,500〔15.5〕	237,500〔 2.8〕
2. 物 価	%	%程度
卸売物価		
(年度平均上昇率)	5.7	2.2
(年度中上昇率)	5.4	2.9
消費者物価		
(年度平均上昇率)	8.4	8.4
(年度中上昇率)	7.7	7.7
3. 国際収支	億ドル	億ドル程度
経常収支	△ 7	65
貿易収支	73	140
輸出	748〔12.1〕	795〔14.6〕
輸入	675〔16.6〕	655〔12.5〕
長期資本収支	△ 26	△ 47
基礎的収支	△ 33	18

(注) △印は赤字。